

高齢者悪質商法被害防止情報連絡体制

消費生活センター情報特急便 NO.187

見守りを必要としている高齢者への注意喚起をお願いします。

◆クーリング・オフ制度をご存じですか？

「契約してしまったけれど、やはりやめたい・・・」。クーリング・オフは、契約をした後、消費者に冷静に考え直す時間を与え、一定期間であれば無条件で契約解除できる制度です。

いったん成立した契約はお互いに守なければならない、一方的に解除できないという原則があります。しかし、事業者の突然の訪問や、電話で、不意打ち的に勧誘され、考える時間もなく契約してしまった場合は、消費者は非常に不利な立場に置かれてしまいます。そのため、特定商取引法では、一定の契約については、クーリング・オフ制度を設けています。



〈クーリング・オフできる契約の例〉()内は、期間※

- 訪問販売…消費者の自宅などで行う商品・サービスの契約（8日間）
- 電話勧誘販売…事業者が電話勧誘で申し込みを受ける商品・サービスなどの契約（8日間）
- 特定継続的役務提供…5万円を超える「エステ、一定の美容医療、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス」の契約（8日間）
- 訪問購入…事業者が消費者の自宅などを訪ねて物品を買い取る契約（8日間）
- 連鎖販売取引…「会員になって他の人を販売員にすると、あなたも収入が得られる」と勧誘し、商品を買わせたりサービスを受けさせたりする契約。いわゆるマルチ商法（20日間）
- 業務提供誘引販売取引…「仕事を提供するので収入が得られる」と勧誘し、仕事に必要であるとして商品を買わせたりサービスを受けさせたりする契約（20日間）
- 通信販売や店舗での購入は、じっくり考えてから契約を決めることができるので、クーリング・オフの対象にはなりません。

※期間は、契約書または申込書を受け取った日を1日目（起算日）として数えます。書面の記載内容に不備がある場合や、事業者によるクーリング・オフの妨害があった場合などは、期間を過ぎていてもクーリング・オフが可能です。

★クーリング・オフについて不明な点は、消費生活センターへお問い合わせください。

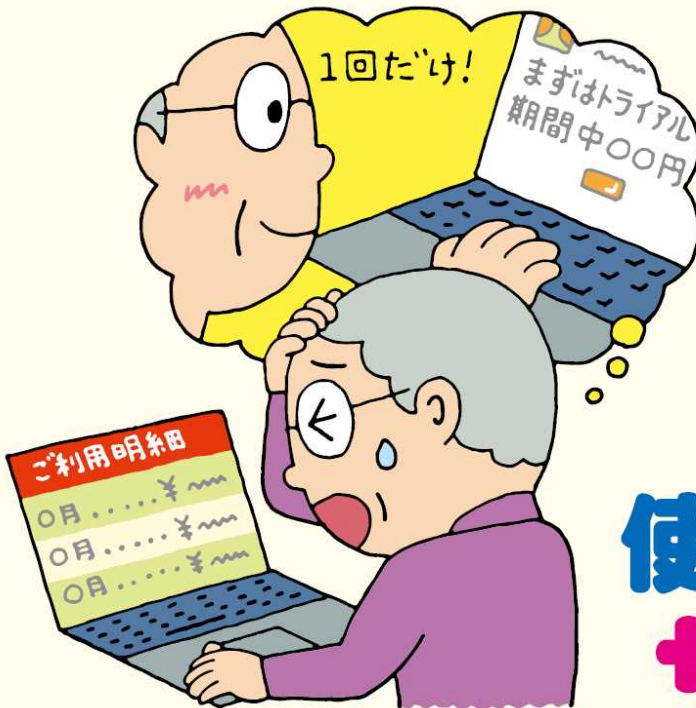
裏面にて、（独）国民生活センターの「見守り新鮮情報」をお届けします。

中野区消費生活センター 中野区中野4-8-1（区役所1階24番窓口）
 相談受付電話 03（3389）1191 FAX 03（3389）1199
 相談受付時間 月～金曜日 9時30分～16時（土日・祝日・年末年始は休み）
 eメールアドレス shohiseikatuserita@city.tokyo-nakano.lg.jp

※高齢者への被害を防ぐには周囲の気づきが大切です。不審なことがあった場合は、消費生活センターへご連絡ください。

見守り 新鮮情報

パソコンの操作方法を調べるために
ネット上で専門家に相談できる有料
サイトに**トライアル登録**し、**クレジットカード**
を決済手段として**入力**した。
代金は500円だった。質問は解決したが、
それ以降、**毎月**約5千円が
クレジットカードから**引き
落とされている**ことに
数カ月後に気付いた。
解約したいが、契約時に
入力した情報を忘れて
しまいログインできない。
(70歳代 男性)



©Kurosaki Gen

使っていない サブスクの 解約忘れに注意しましょう

ひとこと助言

理解して
利用しよう



見守るくん

- サブスクリプション(以下「サブスク」という。)とは、定額を定期的に支払うことで、一定期間、商品やサービスを利用することができるサービスです。
- サブスクは、トライアル(お試し)を申し込む際にクレジットカードの登録が必要で、トライアル期間内に解約しなければ自動的に定額サービスに移行し、支払いが続きます。申し込む前にホームページなどで利用規約や解約方法をよく確認しましょう。
- 解約は、事業者の定める方法で手続きを行う必要があります。申し込み時に登録したパスワード等が必要な場合があるので忘れないようにしましょう。
- 利用していないサブスクの請求にすぐ気付けるように、クレジットカード等の明細は毎月確認しましょう。
- 困ったときには、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン 188)。